



## 役員に変更がなくても登記する必要がある？

株式会社の役員には、会社ごとに定めた**任期**というものがあります。  
中小企業では任期を2年または10年としているところが多いです。

取締役の任期は、**選任後2年以内**に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
(会社法332条1項)

平成18年の法改正により  
**任期を最長10年に延ばせるようになりました。**  
※委員会設置会社を除く非公開会社 (=全ての株式に譲渡制限のある会社) の場合

任期が到来したら、**仮に役員全員にメンバーの変更がなくても**  
改めて会社に経営を任せてもらうという意味で、  
株主総会で選任してもらい、さらにその旨を登記しなければなりません。

再度、専任します。



この登記を忘れていると

**過料**という形で裁判所から金銭の支払い命令がくることがあります。

過料決定通知



通知は、**代表取締役個人に対してなされる**ので、  
突然通知がきてびっくりされる方もいます。

こうしたことがないように、  
しっかりと任期は管理したいですね。



### Profession Journal



実務家向け会員制サイト「Profession Journal」にて  
F&Partnersの本橋が「登記管理」について連載執筆中！

<https://profession-net.com/professionjournal/>

これから会社に必要『登記管理』の基礎実務 【第2回】  
「登記管理を怠るリスク」

これから会社に必要『登記管理』の基礎実務 【第7回】  
「みなし解散により被る不利益」 - 解散とみなされないために -

これからの会社に必要  
『登記管理』の基礎実務  
【第8回】

「定款・議事録管理の仕組みづくり」  
- 不完全な定款から完全な定款に -

**最新号【第8回】公開中です。**  
毎月第1週木曜日 AM10:30に公開！

会社の役員の任期・定款や株主リスト整備等  
あらゆる「登記」のご相談、お待ちしております！

今週の  
お客様の**声**

依頼して  
よかった点は？

京都市 いしどう様

仕事が一掃されていく進捗状況も明確

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 075-256-4548

司法書士法人  
**F&Partners**

無料相談 実施中です。  
まずは、お気軽にお電話を！

